公告第2022-02号 2022年11月30日

被保険者各位

富士石油健康保険組合理事長利波修 (公印略)

任意継続被保険者の標準報酬月額について (公 告)

標記について、健康保険法第47条の規定により公告する。

1. 任意継続被保険者の標準報酬月額

次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とする。

- (1) 当該任意継続被保険者が、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- (2) 前年の9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額
- 2. 上記1. (2) の平均標準報酬月額(2022年9月30日現在)

第30級 : 500,000円

3. 適用開始時期

2023年4月1日(適用期間:2023年4月1日~2024年3月31日)

以上

参考(2022年9月30日現在)

1. 被保険者数 597人

2. 標準報酬月額総額 292,700千円

3. 平均報酬月額 490,285円

4. 標準報酬月額 500,000円